

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年1月14日
【四半期会計期間】	第57期第1四半期（自平成27年9月1日至平成27年11月30日）
【会社名】	マニー株式会社
【英訳名】	MANI, INC.
【代表者の役職氏名】	取締役兼代表執行役社長 高井 壽秀
【本店の所在の場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役 高橋 一夫
【最寄りの連絡場所】	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3
【電話番号】	028-667-1811（代表）
【事務連絡者氏名】	執行役 高橋 一夫
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第56期 第1四半期連結 累計期間	第57期 第1四半期連結 累計期間	第56期
会計期間	自平成26年9月1日 至平成26年11月30日	自平成27年9月1日 至平成27年11月30日	自平成26年9月1日 至平成27年8月31日
売上高 (千円)	2,894,136	4,005,502	13,833,155
経常利益 (千円)	1,061,391	869,736	4,346,054
親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益 (千円)	695,623	563,807	2,932,876
四半期包括利益又は包括利益 (千円)	1,301,189	432,965	4,884,202
純資産額 (千円)	24,182,288	27,314,722	27,334,880
総資産額 (千円)	26,659,695	30,534,369	30,940,640
1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	21.01	17.03	88.58
潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額 (円)	-	-	-
自己資本比率 (%)	90.7	89.5	88.3

(注) 1. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりますので、提出会社の主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

3. 潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

4. 「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日)等を適用し、当第1四半期連結累計期間より、「四半期(当期)純利益」を「親会社株主に帰属する四半期(当期)純利益」としております。

5. 当社は、平成27年9月1日付で、普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、56期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり四半期(当期)純利益を算定しております。

2【事業の内容】

当第1四半期連結累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。また、主要な関係会社における異動もありません。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期連結累計期間において、新たな事業等のリスクの発生、または、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについての重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期連結会計期間において、経営上の重要な契約等の決定又は締結等はありません。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当四半期連結会計期間の末日現在において当社グループ（当社及び連結子会社）が判断したものであります。

なお、当第1四半期連結累計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成25年9月13日）等を適用し、「四半期純利益」を「親会社株主に帰属する四半期純利益」としております。

(1)業績

当第1四半期連結累計期間における医療機器業界は、先進国では医療費抑制政策や承認基準の厳格化等厳しさが続いているものの先進医療の導入が進み、新興国では人口の増加及び経済発展に伴う医療インフラの整備が進んでいるため、全体としては引き続き市場の拡大を見込んでおります。一方、当社グループを取り巻く環境は、日本政府による経済政策等を背景に、企業収益の向上、雇用環境の改善による消費の回復等の穏やかな回復基調にあるものの、新興国の景気減速懸念、グローバルレベルでの競争激化、病院のコスト削減を求めたグループ購買化等の影響を受け、依然として厳しい状況で推移しております。

このような環境下、当社グループにおきましては、引き続き需要の拡大が見込まれる新興国市場において、中国の販売拠点 馬尼(北京)貿易有限公司(当社 100%出資)及びベトナムの販売拠点 MANI MEDICAL HANOI CO., LTD. (当社 100%出資)を中心に現地マーケティングの強化を図り、ユーザーニーズの把握、販売網の整備及び偽ブランド品対策強化に努めてまいりました。また、先進国市場においては、デンタル関連製品を中心に国内の売上が好調に推移し、さらに5月に子会社化したドイツのSchütz Dental GmbH及びGDF Gesellschaft für dentale Forschung und Innovationen GmbHの2社（以下、「SDG」という。）の売上も寄与したことから増収となりました。なお、SDGにおいては当社製品の欧州販売・研究開発拠点としての位置づけを早期に確立すべく、体制整備に努めております。

一方、生産面について、海外工場におきましては、ベトナムの生産拠点MANI HANOI CO., LTD. (当社 100%出資)は、生産工程移管の推進とともに、品質向上と原価低減を実現するため、生産効率の改善及び顧客への直接出荷体制の確立に努めてまいりました。さらに、将来の受注増加に対応するため、フーエン工場の増築ならびに同工場の近隣に同規模程度の新工場建築に向けた準備を進めてまいりました。また、ミャンマーの生産拠点MANI YANGON LTD. (MANI HANOI CO., LTD. 100%出資)は、ベトナム生産拠点への一極集中を回避するため、生産能力増強及びISO13485の認証取得の準備を進めてまいりました。さらに、ラオスの生産拠点MANI VIENTIANE SOLE.CO., LTD. (MANI HANOI CO., LTD. 100%出資)は、社員の定着化・品質の安定化に努めてまいりました。国内工場におきましては、新製品の量産準備と並行して、海外生産拠点との連携強化に努めてまいりました。

開発面については、引き続き「世界の品質」を実現・維持するための生産技術開発・既存製品改良研究を行うとともに、先進国での売上拡大を目指して、新製品開発に力を入れてまいりました。

これらの結果、当第1四半期連結累計期間の売上高は 4,005百万円(前年同期比38.4%増)、営業利益は 905百万円(同3.7%減)、経常利益は 869百万円(同18.1%減)、親会社株主に帰属する四半期純利益は 563百万円(同18.9%減)となりました。

セグメント別の業績概況は、次のとおりであります。なお、セグメントの売上高につきましては、外部顧客への売上高を記載しております。また、当第1四半期連結累計期間から業績管理区分の見直しにより、従来「サージカル関連製品」に含まれておりましたアイド縫合針について、「アイレス針関連製品」に変更しております。そのため以下の前年同四半期比較については、前年同四半期の数値を変更後の区分に組み替えた数値で比較しております。

(サージカル関連製品)

前連結会計年度に引き続き、品質評価の高い眼科ナイフ及びステイプラーの売上が好調に推移したことから、売上高は1,006百万円(前年同期比7.0%増)となりました。また、売上高は増加したものの、利益率の低い製品の売上割合が増加したこと等から、セグメント利益(営業利益)は266百万円(同16.5%減)となりました。

(アイレス針関連製品)

海外大口顧客からの受注が低調であったものの、新興国での売上が好調に推移したことから、売上高は1,093百万円(前年同期比19.6%増)となりました。また、売上高は増加したものの、円安による海外生産コストが増加したこと等から、セグメント利益(営業利益)は、361百万円(同2.8%減)となりました。

(デンタル関連製品)

SDGの売上が寄与したこと、ならびにリーマ・ファイル及び歯科用顕微鏡の国内売上が好調に推移したこと等から、売上高は1,905百万円(前年同期比83.3%増)となりました。一方、売上高は大きく増加したものの、買収したSDG製品の利益率は当社既存製品よりも低い水準にあり改善が途上であること、またSDG買収に伴うのれん償却の影響等により、セグメント利益(営業利益)は278百万円(同11.1%増)となりました。

(2)事業上及び財務上の対処すべき課題

当第1四半期連結累計期間において、当社グループが対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等(会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項)は次のとおりであります。

基本方針の内容

当社は医療機器メーカーとしての相応の事業規模を有するにいたっており、その事業範囲も、手術用医療機器関連製品の提供、系メーカーへの手術用縫合針の供給、歯科医療機器関連製品の提供と比較的広い範囲に及び、また、海外での生産を拡大し、海外売上比率も高くなる等、グローバルな業務の展開を行っております。製品の高い品質を通じたエンドユーザーである医師との長期的かつ持続的な信頼関係の維持こそがこうしたオペレーションを支える原点であるだけに、必然的に長期的、グローバルな視野に立った経営が不可欠となります。

したがって、当社株式買付の提案を受けた場合に、その買付が近視眼的な視野に立っていないか等、当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断するためには、買付者の提案する事業計画の実現可能性・適法性、当社の有形無形の経営資源、ステークホルダーに与える影響とそれが企業価値に及ぼす影響、将来を見据えた施策の潜在的効果、各事業分野の有機的結合により実現され得るシナジー効果、当社の実情等につき十分に把握する必要があると考えております。

勿論、当社は、当社支配権の移転を伴う買収提案についての判断は、最終的には当社の株主の皆様の意思に基づいて行われるべきものと考えており、株式の大規模買付であっても、当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

当社取締役会は、上記に鑑みて、当社の企業価値・株主共同の利益の確保、向上に資さない当社株式の大量取得行為や買付提案を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

また、当社の株主構成は現経営陣による安定的な状況となっているものの、当社役員等の発行済株式に占める保有割合は低下しております。中長期的な事業領域の拡大に結びつく新規事業への投資等に伴う資金調達的手段として、又は自己資本の充実のため資本市場における資金調達もひとつの選択肢として考えられ、これらを実施する場合には当社役員等の持株比率がさらに低下する可能性もあります。その他、今後他社と業務資本提携を行う等の事由で株主構成が変化する可能性も否定はできませんし、役員の変動等によって持株比率が低下する可能性もあり、また、大株主である役員等が各々の事情に基づき株式の譲渡その他の処分をすることによって、現在の安定的な株主構成を維持できない事態も起こり得るものと考えております。

こうした事情に鑑み、当社取締役会は、当社株式に対する不適切な買付により企業価値・株主共同の利益が毀損されることを防止するためには、対応策として買収防衛策の導入が必要であると判断いたしました。

不適切な支配の防止のための取組み

当社は、上述の基本的考え方につき株主の皆様のご承認をいただき、平成19年11月21日開催の定時株主総会において導入した当社株式の大規模買付行為への対応方針を、若干の修正を加えたうえで継続いたしております。

本対応策は、当社株式の大規模買付行為が行われる場合の 절차를明確にし、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報と時間を確保するとともに、買付者との交渉の機会を確保することにより、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止し、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的としております。

具体的には、当社の発行済株式総数の20%以上となる株式の買付又は公開買付を実施しようとする買付者には、必要な情報を事前に当社取締役会に提出していただきます。一方、当社取締役会は独立性の高い3名以上の社外取締役のみで構成する特別委員会を設置し、特別委員会は外部専門家等の助言を独自に得たうえ、買付内容の検討、株主の皆様への情報開示と代表執行役の提示した代替案の開示、買付者との交渉等を行います。買付者が本対応策の 절차를順守しない場合や、当社の企業価値・株主共同の利益を侵害する買付であると特別委員会が判断した場合は、対抗措置の発動（買付者等による権利行使は認められないとの行使条件を付した新株予約権の無償割当ての実施）を取締役に勧告し、その勧告を受けた取締役会は、対抗措置発動についての承認を議案とする株主総会を開催し株主の皆様のご意思を確認することにより、当社の企業価値・株主共同の利益を確保します。

なお、本対応策の詳細は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス<http://www.mani.co.jp/>）の平成25年10月22日付発表分に掲載しております。

不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

当社取締役会は、以下の理由から、本対応策が基本方針に沿い、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社経営陣の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

イ．株主意思の反映

本対応策は、その基本的考え方については、平成25年11月22日開催の定時株主総会における株主の皆様のご承認の下に導入しております。また大規模買付行為を受け入れるか否かは最終的には当社株主の皆様のご判断に委ねられるべきという方針で貫かれており、特別委員会により対抗措置を発動すべきとの勧告が取締役会に出された場合にも、同様にその勧告により株主総会が招集され、株主の皆様のご決議によりはじめて発動が可能となります。

ロ．独立性の高い社外者の判断と情報開示

当社は指名委員会等設置会社であり、当社の執行役を監督する立場にある3名以上の独立性の高い社外取締役のみからなる特別委員会を構成することにより、当社経営陣の恣意的判断を排し、その客観性、合理性を担保すると同時に、特別委員会は当社の実情を把握し当社の企業価値を構成する要素を十分に把握したうえで、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を適切に判断できると考えております。

さらに、特別委員会の判断の透明性を高めるため、大規模買付者から提出された大規模買付意向表明書の概要、大規模買付者の買付内容に対する当社代表執行役の意見、代替案の概要、その他特別委員会が適切と判断する事項について、原則として株主の皆様に対しすみやかに情報開示を行います。

ハ．本対応策発動のための合理的な客観的要件の設定

本対応策は、あらかじめ定められた合理的な客観的要件が充足されなければ発動の勧告がなされないように設定されており、これらの客観的要件は基本方針における当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないとされる場合と一致させております。これにより、当社経営陣による恣意的な発動を防止します。

ニ．第三者専門家の意見の取得

特別委員会は、当社の費用で、独立した第三者（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含みます。）の助言を得ることができます。これにより、特別委員会による判断の公正さ、客観性がより強く担保されます。

(3)研究開発活動

当第1四半期連結累計期間におけるグループ全体の研究開発活動の金額は、320百万円であります。

なお、当第1四半期連結累計期間において、当社グループの研究開発活動の状況に重要な変更はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	118,800,000
計	118,800,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成27年11月30日)	提出日現在発行数(株) (平成28年1月14日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	35,637,000	35,637,000	東京証券取引所 市場第一部	単元株式数 100株
計	35,637,000	35,637,000	-	-

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総 数増減数 (株)	発行済株式総 数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増 減額 (千円)	資本準備金残 高 (千円)
平成27年9月1日 (注)	23,758,000	35,637,000	-	988,731	-	1,036,311

(注)平成27年9月1日付で、普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日(平成27年8月31日)に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成27年11月30日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 842,500	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 11,031,500	110,315	-
単元未満株式	普通株式 5,000	-	-
発行済株式総数	11,879,000	-	-
総株主の議決権	-	110,315	-

(注)平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、上記は、株式分割前の株式数にて記載しております。

【自己株式等】

平成27年11月30日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
マニー株式会社	栃木県宇都宮市清原工業団地8番3	842,500	-	842,500	7.09
計	-	842,500	-	842,500	7.09

(注)1.平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の株式分割を行っております。なお、上記は、株式分割前の株式数にて記載しております。

2.株式分割後の当第1四半期会計期間末日現在の自己株式数は、2,527,800株であります。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期連結財務諸表の作成方法について

当社の四半期連結財務諸表は、「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法 第193条の2 第1項の規定に基づき、第1四半期連結会計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表について、新日本有限責任監査法人による四半期レビューを受けております。

1【四半期連結財務諸表】

(1)【四半期連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年11月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,015,894	4,718,065
受取手形及び売掛金	2,938,729	2,619,757
有価証券	1,438,521	1,438,633
商品及び製品	1,751,060	1,836,750
仕掛品	1,991,853	2,014,876
原材料及び貯蔵品	1,232,807	1,535,104
繰延税金資産	248,209	117,542
その他	487,821	298,179
貸倒引当金	30,973	32,976
流動資産合計	15,073,922	14,545,933
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	3,317,389	3,246,320
機械装置及び運搬具(純額)	3,544,112	3,699,733
土地	1,146,656	1,146,656
その他(純額)	858,627	516,541
有形固定資産合計	8,866,785	8,609,251
無形固定資産		
のれん	1,685,642	1,594,971
ソフトウェア	38,183	34,884
その他	73,375	444,656
無形固定資産合計	1,797,200	2,074,512
投資その他の資産		
投資有価証券	4,923,681	5,026,522
繰延税金資産	13,104	12,723
保険積立金	256,693	256,393
その他	11,936	9,031
貸倒引当金	2,684	-
投資その他の資産合計	5,202,731	5,304,671
固定資産合計	15,866,717	15,988,435
資産合計	30,940,640	30,534,369

(単位：千円)

	前連結会計年度 (平成27年8月31日)	当第1四半期連結会計期間 (平成27年11月30日)
負債の部		
流動負債		
買掛金	252,543	402,151
未払金	638,127	481,397
未払法人税等	775,913	221,246
賞与引当金	434,605	227,136
その他	461,828	801,933
流動負債合計	2,563,018	2,133,864
固定負債		
繰延税金負債	671,614	705,501
役員退職慰労引当金	83,500	85,770
退職給付に係る負債	268,726	275,611
その他	18,900	18,900
固定負債合計	1,042,741	1,085,782
負債合計	3,605,759	3,219,647
純資産の部		
株主資本		
資本金	988,731	988,731
資本剰余金	1,036,311	1,036,311
利益剰余金	24,709,323	24,820,635
自己株式	2,583,251	2,583,880
株主資本合計	24,151,115	24,261,798
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	1,678,051	1,754,785
為替換算調整勘定	1,517,413	1,311,492
退職給付に係る調整累計額	11,698	13,354
その他の包括利益累計額合計	3,183,765	3,052,923
純資産合計	27,334,880	27,314,722
負債純資産合計	30,940,640	30,534,369

(2) 【四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書】

【四半期連結損益計算書】

【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
売上高	2,894,136	4,005,502
売上原価	1,074,431	1,744,684
売上総利益	1,819,704	2,260,817
販売費及び一般管理費	878,944	1,355,060
営業利益	940,759	905,757
営業外収益		
受取利息	4,116	5,363
受取配当金	13,385	15,340
投資事業組合運用益	4,832	-
為替差益	91,869	-
その他	6,777	12,860
営業外収益合計	120,982	33,564
営業外費用		
支払利息	36	36
投資事業組合運用損	-	1,086
為替差損	-	68,363
その他	314	97
営業外費用合計	351	69,585
経常利益	1,061,391	869,736
特別利益		
保険解約返戻金	30	-
固定資産売却益	-	1,151
特別利益合計	30	1,151
特別損失		
固定資産売却損	-	21
固定資産除却損	60	-
特別損失合計	60	21
税金等調整前四半期純利益	1,061,361	870,867
法人税、住民税及び事業税	238,515	177,689
法人税等調整額	127,222	129,370
法人税等合計	365,738	307,060
四半期純利益	695,623	563,807
親会社株主に帰属する四半期純利益	695,623	563,807

【四半期連結包括利益計算書】
【第1四半期連結累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
四半期純利益	695,623	563,807
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	158,270	76,734
為替換算調整勘定	446,442	205,920
退職給付に係る調整額	853	1,655
その他の包括利益合計	605,565	130,841
四半期包括利益	1,301,189	432,965
(内訳)		
親会社株主に係る四半期包括利益	1,301,189	432,965

【注記事項】

(会計方針の変更)

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、
「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)
及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当第1四半期連結会計期間から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当第1四半期連結会計期間の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する四半期連結会計期間の四半期連結財務諸表に反映させる方法に変更しております。加えて、四半期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。当該表示の変更を反映させるため、前第1四半期連結累計期間及び前連結会計年度については、四半期連結財務諸表及び連結財務諸表の組替えを行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当第1四半期連結会計期間の期首時点から将来にわたって適用しております。

なお、当第1四半期連結累計期間において、四半期連結財務諸表に与える影響額はありません。

(四半期連結キャッシュ・フロー計算書関係)

当第1四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第1四半期連結累計期間に係る減価償却費(無形固定資産に係る償却費を含む)及びのれん償却額は、次のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日)
減価償却費	187,113千円	236,099千円
のれん償却額	-	61,875

(株主資本等関係)

前第1四半期連結累計期間(自 平成26年9月1日 至 平成26年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成26年10月8日 取締役会	普通株式	430,421	39	平成26年8月31日	平成26年11月10日	利益剰余金

当第1四半期連結累計期間(自 平成27年9月1日 至 平成27年11月30日)

配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日	配当の原資
平成27年10月8日 取締役会	普通株式	452,494	41	平成27年8月31日	平成27年11月10日	利益剰余金

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期連結累計期間(自平成26年9月1日至平成26年11月30日)
報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	サージカル 関連製品	アイレス針 関連製品	デンタル 関連製品			
売上高						
外部顧客への売上高	940,832	913,881	1,039,422	2,894,136	-	2,894,136
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	60,022	-	60,022	60,022	-
計	940,832	973,903	1,039,422	2,954,159	60,022	2,894,136
セグメント利益	319,038	371,362	250,359	940,759	-	940,759

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

当第1四半期連結累計期間(自平成27年9月1日至平成27年11月30日)

1. 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント			合計	調整額	四半期連結 損益計算書 計上額 (注)
	サージカル 関連製品	アイレス針 関連製品	デンタル 関連製品			
売上高						
外部顧客への売上高	1,006,919	1,093,389	1,905,193	4,005,502	-	4,005,502
セグメント間の内部 売上高又は振替高	-	41,794	-	41,794	41,794	-
計	1,006,919	1,135,184	1,905,193	4,047,296	41,794	4,005,502
セグメント利益	266,412	361,097	278,247	905,757	-	905,757

(注)セグメント利益は、四半期連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

2. 報告セグメントの変更に関する事項

当第1四半期連結会計期間から業績管理区分の見直しにより、従来「サージカル関連製品」に含まれておりましたアイド縫合針について、「アイレス針関連製品」に変更しております。

なお、前第1四半期連結累計期間のセグメント情報は、当第1四半期連結累計期間の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期連結累計期間 (自平成26年9月1日 至平成26年11月30日)	当第1四半期連結累計期間 (自平成27年9月1日 至平成27年11月30日)
1株当たり四半期純利益金額	21.01円	17.03円
(算定上の基礎)		
親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	695,623	563,807
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る親会社株主に帰属する四半期純利益金額(千円)	695,623	563,807
普通株式の期中平均株式数(千株)	33,109	33,109

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。
2. 当社は、平成27年9月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割をしております。これに伴い前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり四半期純利益金額を算定しております。

2【その他】

(剰余金の配当)

当社は、平成27年10月8日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを次のとおり決議いたしました。

配当金の総額	452,494千円
1株当たり配当金額	41円
基準日	平成27年8月31日
効力発生日	平成27年11月10日

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成28年 1月14日

マニー株式会社

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 上林 三子雄 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 神山 宗武 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 白取 一仁 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているマニー株式会社の平成27年9月1日から平成28年8月31日までの連結会計年度の第1四半期連結会計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）及び第1四半期連結累計期間（平成27年9月1日から平成27年11月30日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、マニー株式会社及び連結子会社の平成27年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2. XBR Lデータは四半期レビューの対象には含まれていません。